

# 住 宅

## 住宅の改造など

- 住宅改造の助成** ○ 在宅の重度身体障がい者が日常生活に著しい障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、費用の一部を助成します。ただし、介護保険制度の対象となる人は、介護保険の「住宅改修費支給制度」が優先されます。事前申請が必要です。
- 対 象 者…市内に住所を有する身体障がい者＝視覚・肢体2級以上
- 助成限度額…最高80万円（改造費の8/10を助成）  
ただし次の人は最高60万円
- ①下肢・体幹・脳原性運動機能障がい（移動機能障がい）の人  
②上肢機能障がい2級以上の人で特殊便器を設置するために日常生活用具給付等事業の助成を受けた人
- 助成範囲…住宅の玄関、台所、便所、洗面所、浴室等
- 申請に必要なもの…事前にお問い合わせください。
- 助成制限等…1. 当該住宅につき1回限りです。（新築・増築は対象外）  
2. 入院または施設入所者は除きます。  
（入院中でも退院が内定した場合、「退院見込み証明書」を添付すれば申請をすることができます。）  
3. 施工業者は市内の業者であることが条件となります。  
※詳しくは市社会福祉課までお問合せください。
- 申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口
- 住 宅 改 修** ○ 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居室生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付します。  
(日常生活用具給付事業)
- 対 象 者…下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する身体障がい者であって障がい等級3級以上の人（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障がい2級以上の人）  
介護保険の対象となる人は介護保険の「住宅改修費支給制度」が優先されます。
- 住宅改修の範囲
- (1) 手すりの取付け  
(2) 段差の解消  
(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更  
(4) 引き戸等への扉の取替え  
(5) 洋式便器等への便器の取替え  
(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 当該住宅につき給付は1回限り（事前申請が必要、新築及び増築は対象外）
- 給付限度額…20万円（原則、1割は自己負担）
- 申請に必要なもの…事前にお問い合わせください。
- 申請窓口…市社会福祉課 ⑨番窓口